

わたS H I G A輝く国スポバドミントン競技
天皇皇后両陛下の競技御覧に係る一般観覧者入場券（A Dカード）申込約款

[総則]

第1条 令和7年9月29日（月）午前中の天皇皇后両陛下のわたS H I G A輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会」のバドミントン競技の競技御覧に伴う、一般観覧者入場券（A Dカード）（以下「入場券」という。）の申込者は、本約款に同意したものとみなします。

[募集]

第2条 わたS H I G A輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり、バドミントン競技の一般観覧者を募集します。

- (1) 一般席
- (2) 車いす席

2 座席は700席とし、入場券の保持者（以下「保持者」という。）1名につき1席とします。乳幼児であっても、申込及び入場券が必要となります。

[申込]

第3条 入場券の申込は、次の方法により実行委員会に申し込むものとします。

実行委員会がインターネット上に用意する一般観覧者申込フォームに必要事項を入力して送信する方法

申込は、令和7年8月29日（金）から令和7年9月12日（金）午後5時までの間に行うものとします。

1回の申込で申込が可能な人数は、最大5名までとし、申込者の1人（1人の申込の場合は本人）を代表申込者としなければなりません。

申込を行う者は、申込フォームに掲げるすべての項目について、正確に記載しなければなりません。

[無効の申込]

第4条 次に掲げる申込は申込単位で無効にします。

- (1) 虚偽の事項を記載した申込
- (2) 申込グループ内のいずれかの者が他の申込と重複している申込
- (3) 必要な事項を記載していない申込

[当選者の決定]

第5条 実行委員会は、申込期間終了後に当選者を決定するものとし、申込者数が予定席数を上回った場合は、申込単位で抽選を行い、当選者を決定します。申込者数が予定席数を下回った場合は、抽選を行わず全員を当選者と決定します。

[当選者への通知]

第6条 実行委員会は、前条に基づき、当選者と決定した申込の代表申込者に対してその旨を通知します。

2 当選者以外に対しては、通知しません。

[入場料]

第7条 入場料は、無料とします。

[入場券の送付]

第8条 実行委員会は、当選者と決定した申込の代表申込者に申込単位で入場券を送付します。なお、申込時に入力いただいた氏名・住所生年月日と本人確認書類が一致しない場合は、入場できません。

[駐車場]

第9条 競技会場内の駐車場及び駐輪場は、大会運営関係者以外はご利用できません。

- (1) 車いすを利用されている方又はパーキング・パーミットをお持ちの方は、競技会場内の車いす駐車場の利用が可能です。ただし、駐車可能な台数の上限を超える希望がある場合は、抽選を行うため、希望に添えない場合があります。
- (2) 競技会場で利用可能な駐車場に限りがあるため、パーク＆バスライドの駐車場（上限あり）を確保し、シャトルバスで滋賀ダイハツアリーナへ送迎します。当選者でパーク＆バスライド駐車場を希望する者に対し、申込単位につき1台分の「パーク＆バスライド駐車場 駐車許可証兼シャトルバス乗車券」を発行します。ただし、シャトルバスの輸送可能な人数又は駐車可能な台数の上限を超える希望がある場合は、抽選を行うため、希望に添えない場合があります。また、混雑緩和のため、乗車するシャトルバスの時間を実行委員会が指定します。

[実行委員会の権利]

第10条 実行委員会は、本約款に違反した者に対し、会場への立ち入りを拒否する権利、又は会場から退去させる権利を有します。

[損失の責任]

第11条 保持者が、競技の開催前、開催中及び開催後を問わず、競技を観覧することに付随して生じた身体への危害及び財産上を含む損害又は損失については、実行委員会が加入する保険に基づき対応します。万が一、保険の適用条件に該当しない場合や保証対象外となる場合、実行委員会はその責任を負いかねます。

[個人情報の取扱い]

第12条 実行委員会は、申込の際に得た個人情報を当選者等の決定、当選者等への通知及び入場券の発送、運営における観覧者の本人確認、会場警備のための警察及び警備関係者への情報提供、その他わたS H I G A 輝く国スポ・障スポの運営及び管理のためにのみ利用します。

[肖像権の取扱い]

第13条 競技を観覧した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書・ホームページ等で公開されることがあります。

2 競技を観覧した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、大会開催の報告書等に編集され、配布されることがあります。

[入場券の譲渡禁止]

第14条 正規の手続きにより保持者となった者に限り、入場券を使用する権利を有するものとし、保持者が入場券を他人に譲渡又は貸与することは禁止します。

[他用途利用の禁止]

第15条 入場券を広告、転売その他の営業目的（景品又は競争もしくは抽選の商品として供すること等）に利用することはできません。

[入場券の紛失]

第16条 保持者は、入場券を紛失した場合は、速やかにその旨を実行委員会に届けなければなりません。

実行委員会は、届け出た者が保持者本人であると確認できた場合に限り、入場券の再発行を行います。

入場券の再発行を受けた保持者は、紛失した入場券を発見したときは、その入場券を速やかに実行委員会に返納しなければなりません。

[運営管理]

第17条 保持者は、競技会場に入場する際は、必ず入場券を持参し、会場にいる間は、首から掛けなければなりません。

2 実行委員会等は、保持者が入場する際には、原則として、マイナンバーカード・運転免許証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類と入場券を照合して、入場券を持参した者が保持者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付でない本人確認書類が2点必要となります。（例：健康保険証、母子健康手帳、各種医療費

助成受給券等)

- 3 保持者は、入場ゲート進入時以外においても、実行委員会等から本人確認を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 4 入場券を持参していない場合及び本人確認ができない場合は、入場することはできません。
- 5 保持者は、入場の際に、秩序保持又は円滑な運営を行うために実行委員会等が行う手荷物又は所持品等の検査に応じなければなりません。
- 6 保持者は、実行委員会が別に定める持込禁止物の持込み及び禁止行為等を行ってはなりません。
- 7 保持者は、実行委員会が指定する範囲内の座席に着席しなければなりません。
- 8 実行委員会は、会場の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

[入場券の無効]

第18条 荒天その他特別な事情により、入場者を制限し、一般観覧者を入場させない判断をした場合又は中止の場合、入場券は無効とします。

[その他]

第19条 会場運営の都合上、競技会場の入場時間を指定する場合があります。